

1 介護予防支援事業所の指定

質問	回答
三者契約の内容について	利用者、居宅介護支援事業者及び地域包括支援センターの三者を指す。 介護予防ケアマネジメントを行うことができるのは、地域包括支援センターのみとなり、介護予防支援から介護予防ケアマネジメントに切り替わった際の契約漏れを防ぐため、利用者と指定介護予防支援事業者の指定を受けた居宅介護支援事業者と地域包括支援センターの三者契約が必要と考えている。
書類の提出について	介護予防ケアマネジメントや介護予防支援を地域包括支援センターから指定介護予防支援事業者の指定を受けていない居宅介護支援事業者の一部委託する際は、地域包括支援センターに書類提出が必要となる。 ※提出書類については、令和4年8月26日事務連絡「介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務委託に係る関係書類について」を参照。 指定介護予防支援事業者の指定を受けた居宅介護支援事業者が介護予防支援を行う際は、三者契約（利用者・居宅・包括）をしており、情報共有や連携は必要と考えている。
契約書面について	契約書及び重要事項説明書のひな型を示す予定である。

2 軽度者に対する福祉用具の貸与について

質問	回答
更新等により介護度が下がった場合の届出の時期について	認定時点で問題ない。 暫定で使用する場合はあらかじめ提出願いたい。
居宅介護支援様式と介護予防支援の様式の統一について	様式については厚生労働省より、介護予防支援業務に係る関連様式例の提示について示されているところである。様式の統一希望があることは認識させていただいた。今後、国の基準や法令等の確認していく。